

許 可 証

住 所 長野県駒ヶ根市赤穂 14 番地 672

氏 名 有限会社 恵比寿産業

代表取締役 刈間 雄三

（法人にあっては、所在地、名称及び代表者氏名）

令和 6 年 11 月 11 日付申請のあった、一般廃棄物収集運搬業を次のとおり許可する。

令和 6 年 11 月 26 日

駒ヶ根市長 伊 藤 祐 三



記

- 1 廃棄物の種類 事業所から排出される可燃ごみ
一般家庭から排出される可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、
家電 5 品目
- 2 許可の期間 令和 6 年 12 月 6 日から令和 8 年 12 月 5 日
- 3 取扱区域 駒ヶ根市内の収集に限る
- 4 条 件
 - （1）提出のあった作業計画又は事業計画に基づくものであること。
 - （2）廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係する法令、市条例を遵守すること。違反した場合は、許可の取消しもあり得る。
 - （3）提出された申請書の内容に変更が生じた場合は、速やかに変更の申請、届出をすること。
 - （4）交通安全には充分注意するとともに、道路へのごみの飛散、落下防止処置の徹底をすること。
 - （5）収集運搬に使用する車両には、両側面及び背面に許可を受けた事業者名を明記すること（文字の大きさは、一辺の長さを 10 cm 以上とする）。